

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南）南山城複写センター

目 次

教 育 委 員 会

- 規則第3号 宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則…………… 2
- 規則第4号 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則
…………… 2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第8号 直接請求に必要な選挙人の数…………… 2

公 営 企 業

- 公告第21号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定…………… 2

教 育 委 員 会

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

平成29年9月5日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

宇治市教育委員会規則第3号

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成29年宇治市条例第31号）の施行期日は、平成29年9月16日とする。

(揭示済)

宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年9月5日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

宇治市教育委員会規則第4号

宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則

宇治市総合野外活動センター規則（平成11年宇治市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「専用使用する」を「専用して使用する」に、「、80人」を「、50人」に改める。

別記様式第1号中「あて」を「宛て」に、

「

グラウンド ・ゴルフ場
グラウンド ・ゴルフ場

」を「

グラウンド ・ゴルフ場

」に、「（

グラウンド ・ゴルフ場

）ラウンド・専

用使用」を「専用使用（午前・午後）」に改める。

別記様式第2号中「

」を「

」に、「（

）ラウンド・専

用使用」を「専用使用（午前・午後）」に改める。

別記様式第3号中「あて」を「宛て」に、

「

」を「

」に、「（

）ラウンド・専

用使用」を「専用使用（午前・午後）」に改める。

別記様式第4号中「

」を「

」に、「（

）ラウンド・専

用使用」を「専用使用（午前・午後）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年9月16日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後のグラウンド・ゴルフ場の専用の使用については、なお従前の例による。

3 改正前の宇治市総合野外活動センター規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出され、又は交付されている施行日以後における施設の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市総合野外活動センター規則の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会**宇治市選挙管理委員会告示第8号**

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な平成29年9月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

平成29年9月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3, 119人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51, 976人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25, 988人

(揭示済)

公 営 企 業**宇治市上下水道事業公告第21号**

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、平成29年8月31日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成29年9月15日

宇治市長 山本 正

指定番号 第451号 有限会社エス・ワークス